

衆議院環境委員会ニュース

平成 22.4.2 第 174 回国会第 5 号

4月2日(金) 第5回の委員会が開かれました。

1 環境の基本施策に関する件

- ・小沢環境大臣、田島環境副大臣、大谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

川 越 孝 洋君(民主)

- ・海岸漂着ゴミについては、すべて「地域グリーンニューディール基金」を使って処理されるべきであり、さらに同基金の期限が切れる平成 24 年度以降においても同基金の延長措置又は一般財源により政府がその処理を支援すべきであるが、これについてどのように考えるか。
- ・黄砂及び光化学スモッグ問題については、観測体制の強化を図るとともに、我が国からの更なる技術移転を含め、関係諸国と一層連携して取り組んでいくべきであると考え、政府としての取組方針を伺いたい。
- ・安定型最終処分場において、許可品目以外の埋立てや許可容量以上の埋立て等不適正処分事案が見られることから、同処分場に対する監視・指導等を強化していくべきではないか。

山 本 公 一君(自民)

- ・本年 10 月に名古屋で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で世界に向けて提唱される予定の「SATOYAMA イニシアティブ」にいう「里山」の具体的内容について、副大臣に伺いたい。
- ・COP10 では、遺伝資源の取得と利益配分(ABS)問題について先進国と途上国との国益の対立が危惧されるが、この問題に対する我が国の対応方針について伺いたい。
- ・環境税(地球温暖化対策税)の税収分を、大臣は一般財源と特定財源のどちらにするのが適当と考えるか。

近 藤 三津枝君(自民)

- ・去る 3 月 10 日の経済産業委員会で直嶋経済産業大臣は、我が国の温室効果ガス排出量を 1990 年比で 2020 年までに 25%削減するとの中期目標の設定に関し、「すべての主要国の参加」による「公平で実効性のある国際的枠組みの構築」と「意欲的な目標の合意」という 3 つの前提条件とともに、この「主要国」にはインドも

含む旨を表明したが、この点について、小沢環境大臣も同じ見解か。

- ・内閣提出の「地球温暖化対策基本法案」(以下「基本法案」という。)の附則第 1 条但書において、基本法案の最重要事項である中期目標に係る規定の施行期日が全面的に政令に委任されているが、国民の権利義務に大きな影響を及ぼす事項については国権の最高機関であり唯一の立法機関である国会が判断すべきものであり、このような政令委任の仕方は憲法上問題があるのではないか。
- ・去る 3 月 31 日に示された「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣 小沢鋭仁試案～」(以下「ロードマップ提案」という。)は、25%削減のための国内削減分も明確ではなく、国民の負担額や財源についても示されていない等具体性に乏しい内容である。基本法案の審議開始前に具体的内容を明確に示すべきではないか。

江 田 康 幸君(公明)

- ・基本法案において、3 つの前提条件を満たさない限り 25%削減の中期目標は設定されないとされている。もしこの目標が設定されない事態となってしまった場合には、我が国は国際的リーダーシップを取れなくなるなどの危惧があるが、大臣はどのように考えるか。
- ・公明党が今国会に提出する予定の「気候変動対策推進基本法案」においては、25%削減の中期目標の設定については前提条件を付けず、事後的見直しの条項を設けることとしているが、この立法手法に対する大臣の評価を伺いたい。
- ・ロードマップ提案において、なぜ 25%削減分すべてを国内で削減する試算に限ったのか。また、この試算結果の信頼性や「エネルギー基本計画」など他の計画との整合性等に関する大臣の認識を伺いたい。